

2 水管 第 1 1 8 8 号
令和 2 年 9 月 1 8 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づく同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定の例による資源管理基本方針の策定について（諮問第334号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定の例により、資源管理基本方針を別紙のとおり策定したいので、同条第3項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定の例により、資源管理基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定の例により公表する。

令和二年 月 日

農林水産大臣 野上 浩太郎

資源管理基本方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

漁業生産量の減少については、様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持

できていれば、その減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき、持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要がある。

このため、この資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進する。

2 資源管理に関する基本的な考え方

資源管理は、水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本とする。

その際、水産資源は、同一の水産動植物の種類であっても、産卵場、分布域、回遊経路等が異なることから、当該水産動植物の特性及び当該水産動植物を利用する漁業の実態等を踏まえる必要がある。

また、資源管理をより効果的なものとするため、水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限又は漁具の種類制限、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとする。

(1) 資源調査及び資源評価

資源管理を適切に行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに、資源量の水準及びその動向を的確に推定することが不可欠である。すなわち、適切な根拠に基づいて漁獲可能量による管理を行うためには、十分な情報に基づく資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科学的知

見を踏まえた資源評価を実施した上で、資源管理の目標となる資源水準の値を明らかにし、資源管理の目標を定めることが必要である。

このため、資源調査及び資源評価の結果は、資源管理の基礎となるものであり、その科学的妥当性及び透明性を確保することが極めて重要である。

そこで、資源調査及び資源評価に当たっては、その独立性を確保する体制を整備するとともに、その科学的客観性、妥当性及び再現性を確認できるよう、外部有識者による検証を実施することとする。また、資源管理の方向性に関する理解を醸成するため、その基礎となる資源調査及び資源評価に関する情報を、漁業者をはじめとする国民全般に対して、理解しやすい形で積極的に公表することとする。

農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水研機構」という。）に資源調査又は資源評価に関する業務を行わせる場合も同様であり、水研機構は、当該資源管理の方向性に基づき業務を行わなければならない。また、水研機構は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。

(2) 資源管理の目標

資源評価が行われた水産資源については、資源管理の目標として、法第12条第1項第1号の目標管理基準値及び同項第2号の限界管理基準値又は同条第2項の資源水準を維持し、若しくは回復させるべき目標となる資源水準の値を定める。

資源管理の目標は、漁獲可能量を定めることにより実現を目指す資源水準の値を対外的に明らかにするものであり、透明性及び客観的な根拠をもって資源管理を行うために特に重要である。

このため、目標となる資源水準の値は、十分な情報に基づく客観的な根拠を有するものでなければならず、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づいて定めることとする。

(3) 資源管理の手法

水産資源は、餌不足、被捕食、生態系の変化等の漁獲以外の原因による死亡（以下「自然死亡」という。）及び漁業者その他の人による漁獲によって減少する。自然死亡は、人為的には管理できないことから、設定された資源管理の目標の達成のためには、漁獲量の管理が重要となる。

近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数

、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあることから、資源管理の目標を達成するための手法は、漁獲量そのものの制限である漁獲可能量による管理を基本原則とする。これにより、令和5年（2023年）度までに、我が国の海面漁業生産量（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類及び海産ほ乳類を除く。）の80パーセントが漁獲可能量により管理される状態を目指すこととする。

(4) 漁獲可能量による管理

農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるものとする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。

農林水産大臣は、当該特定水産資源の漁獲可能量を定め、当該漁獲可能量を都道府県及び大臣管理

区分に配分するとともに、それぞれの大臣管理区分において当該大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

また、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して、当該都道府県知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

これらの大臣管理区分及び知事管理区分においては、次のいずれかの方法により、漁獲量の管理を行うこととする。

ア 漁獲割当てによる管理

漁獲量の合計が管理区分ごとの数量の上限に達した時点で行政庁が採捕を停止させる方式では、先獲り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがある。

このため、資源管理の実効性を確保し、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資する漁獲割当

てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。漁獲割当ては、それぞれの管理区分において、特定水産資源を採捕する者に対して、船舶等ごとに、管理区分ごとの数量の範囲内で特定水産資源を採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うものである。

イ 漁獲割当て以外による管理

漁獲量を迅速に把握するシステムが構築されていないなど、漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分においては、当該管理区分において特定水産資源を採捕する者による漁獲量の総量の管理を行う。

また、水産資源の特性及びその採捕の実態により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められる場合には、当該水産資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量を漁獲努力量に換算した上で、漁獲努力量の総量の管理を行う。

第2 資源管理の目標

1 資源水準の値の定め方等

(1) 目標管理基準値

法第12条第1項第1号の目標管理基準値は、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値である。

(2) 限界管理基準値

法第12条第1項第2号の限界管理基準値は、これを下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値であり、次に掲げる算定方法に従って算定するものとする。

- ① 原則として、最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な資源水準の値とする。
- ② ただし、水産資源ごとに再生産関係（成熟した個体の数と当該個体から産まれた個体のうち漁獲開始年齢に達した個体の数の間の量的関係をいう。）が判明していないなど水産資源の特性又は資源評価の精度に照らして特別な事情が認められる場合には、資源水準の値を別に定めることとする。

(3) 推定した資源水準を維持し、又は回復させるべき目標となる値

水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を

踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

(4) 国際資源についての資源管理の目標の定め方

(1)から(3)までの規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標を考慮して、資源管理の目標を定めるものとする。

(5) 都道府県知事による資源管理の目標の設定

都道府県知事は、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源について、都道府県資源管理方針において資源管理の目標を定め、資源管理措置を講じることができるものとする。

2 漁獲シナリオ

(1) 漁獲シナリオの定め方

漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回

らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、②及び③の確率の算定を行うことが困難である場合には、当該②及び③の確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。

① 「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次の②に定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

② 「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

③ 「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

(2) 国際資源についての漁獲シナリオの定め方

(1)の規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている保存管理措置を考慮して、漁獲シナリオを定めるものとする。

3 限界管理基準値を下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値まで回復させるための計画の内容

農林水産大臣は、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めるものとする。

資源再建計画に記載すべき事項その他の策定方法については、別紙1に定めるとおりとする。

第3 特定水産資源及びその管理年度

1 特定水産資源

- (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国際資源のうち我が国を対象とした数量管理が導入されているものについては、国際約束の遵守を担保するため、原則として特定水産資源に指定することとする。

2 管理年度

管理年度は、漁獲可能量による管理を行う水産資源の保存及び管理の年度であり、原則として1年の期間で定める。管理年度の始期及び終期については、特定水産資源ごとに漁場形成の時期、産卵期等が異なることから、特定水産資源の特性及びその採捕の実態に応じて定めることとする。

第4 特定水産資源ごとの大臣管理区分

大臣管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、農林水産大臣が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁獲可能期間

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

1 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合には、配分数量を明示することとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、配分数量を明示して管理を行う必要がある特定水産資源については、当該配分数量を明示する。

4 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体及び都道府県知事による要望並びに大臣管理区分ごとの大臣管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、農林水産大臣は大臣管理区分間、各都道府県間及び大臣管理区分と都道府県との間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第6 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和5年（2023年）度までに、漁獲割当てによる管理を開始する。

それ以外の大臣管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し、当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改善を図るものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。

こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理の方針に関する検討の進め方

- (1) 透明性をもって資源管理を行うため、農林水産大臣は、資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、

漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。ただし、国際資源については、国際的な枠組みの決定を考慮して、資源管理の目標及び漁獲シナリオを定めることから、国際的な枠組みでの検討に当たり、必要に応じて漁業者や加工流通業者等の意見を聴くものとする。

(2) 資源管理の方針の検討に当たり、事前に新たな資源管理手法に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。

(3) その上で、農林水産大臣は、資源管理基本方針を定め、又は変更しようとするときは、法第11条第3項又は同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、水産政策審議会の意見を聴くものとする。

(4) なお、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

2 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量、操業日数等の漁獲状況に関する情報は、資源調査に利用されるとともに環境変動が資源に

与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、漁獲量等の情報をチェックすることで資源管理措置の遵守状況のモニタリングなどが可能となる。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量の管理として行うもののほか、大臣許可漁業又は知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第52条第1項（法第58条において準用する場合を含む。））、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。資源管理を適切に行うためには、同一の水産資源を利用する様々な漁業の種類全体を対象とした、網羅的かつ効果的な措置の導入が必要であり、国及び関係する都道府県が協力して行うことが不可欠であることから、都道府県は、資源管理を適切に行う責務を有する（法第6条）とともに、都道府県知事は、農林水産大臣の求めに応じて資源調査に協力するものとされている（法第10条第3項）。このため、都道府県知事はこれらの報告により収集した情報を農林水産大臣に提供し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理の実効性を高めていくことが重要である。

(3) また、農林水産大臣は、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速

かつ効率的にこれらの報告を受けられることができるよう、また、漁獲量等の報告をする者の負担が軽減されるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、我が国全体として適切な資源管理が実行されるように努めるものとする。

3 都道府県資源管理方針における追加的記載事項

- (1) 資源管理の取組をより効果的なものとするため、水産資源の分布状況、漁業の実態等に応じて、都道府県知事が、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源の資源管理措置の内容を追加することができるものとする。
- (2) また、多種多様な水産資源について、資源管理の取組が行われるようにするため、都道府県知事は、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源を管理の対象として独自の措置を講じることが望ましい。

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の

実施について協力するよう指導するものとする。

第9 資源管理基本方針の変更

農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第10 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙2-3 みなみまぐろ」までに、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は水産資源ごとに「別紙3-1 めばち（中西部太平洋条約海域）」に、それぞれ定めるものとする。

第11 その他

この資源管理基本方針に定めるもののほか、この資源管理基本方針の運用に関して必要な事項については、大臣管理区分にあつては水産庁長官において定めることとし、知事管理区分にあつては別に定め

ることとする。

(別紙1) 資源再建計画の策定方法

1 資源再建計画に記載すべき事項

資源再建計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 資源再建計画の施行の日の属する年度の初日から当該水産資源の資源水準の値が50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ると資源評価が示した年度の日までの期間であって、年度単位で定めるもの（以下「資源再建計画の期間」という。）

(2) 資源再建計画の検証の方法

2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値

(1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。

(2) (1)ただし書の場合において、資源再建計画には、1の(1)及び(2)に掲げる事項のほか、暫定的に10年

を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値（以下「暫定管理基準値」という。）
、暫定管理基準値を達成する年度（以下「暫定管理基準値達成年度」という。）及び暫定管理基準値
達成年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率を定めるものとする。

(3) (2)の「資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値
を定めることとする。

3 資源再建計画の検証の方法

農林水産大臣は、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき資源再建計画の達成状況の検証を行うこと
とし、その結果に基づいて計画の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

4 その他

資源再建計画の期間が満了する前に資源水準の値が目標管理基準値を上回ることが判明した場合には
、判明した管理年度の末日をもって当該資源再建計画は終了するものとする。

(別紙2) 特定水産資源の資源管理方針

(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ(小型魚)

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

知事管理区分 4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下「WCPFC」という。)での合意に従い、以下のとおりとする。

1 暫定回復目標

歴史的中間値(昭和27年(1952年)から平成26年(2014年)までの親魚資源量の中間値をいう。)

2 次期回復目標

若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント

第4 漁獲シナリオ

1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和6年（2024年）までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。

2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、かじき等流し網漁

業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。以下同じ。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）とし、それぞれの大管管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（小型魚）大管型まき網漁業

(1) 当該大管管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 漁業の種類

大管型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の15パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（以下「ISC」という。）による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項の規定において定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（小型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（小型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項の規定において定める方法により、当該管理区分における漁獲量

の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（小型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2 - 2 くろまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ (大型魚)

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

知事管理区分 4月1日から翌年3月末日まで

第 3 資源管理の目標

WCPFCでの合意に従い、以下のとおりとする。

1 暫定回復目標

歴史的中間値 (昭和27年 (1952年) から平成26年 (2014年) までの親魚資源量の中間値をいう。)

2 次期回復目標

若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント

第4 漁獲シナリオ

1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和6年（2024年）までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。

2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業とし、それぞれ
の大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能

量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分から5の管理区分までにおいては、許可省令別表第2のかつ

お・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から6月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（7月から12月まで）

(1) 当該大臣管理区分を構成する事項

当該大臣管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から同年12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の10パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県（近年漁獲実績がない都道府県を除く。）に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータがI S Cによる資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類に対し

ては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた

量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項の規定において定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（大型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項の規定において定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（大型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2 - 3 みなみまぐろ)

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 みなみまぐろ

特定水産資源の定義 みなみまぐろのうち、みなみまぐろの保存のための条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除いたものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第 3 資源管理の目標

みなみまぐろ保存委員会での合意に従い、初期産卵親魚資源量の30パーセントの資源量水準とする。

第 4 漁獲シナリオ

令和17(2035)年までに、少なくとも50パーセントの確率で第3の資源管理の目標を達成する。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲

割当てによる管理とする。

みなまぐろ

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

全世界の海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

2月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

3月15日

③ 漁獲割当割合の有効期間

4月1日から翌年3月末日まで

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々年3月末日までの3年間をいう。以下同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該船舶が基準期間に法第45条第2号若しくは第3号の規定により大臣許可漁業の許可を受けたもの又は同条第2号若しくは第3号の規定による大臣許可漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により

大臣許可漁業の許可を受けたものである場合にあっては、当該許可の日以降の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る船舶の従前の船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計) に応じて按分して得た割合を基礎とし、当該申請者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（当該許可の操業区域として全海域が記載されている者であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。）

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

3月15日

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

みなみまぐろの採捕をした日の翌日まで。

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

管理年度の前々年3月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）等を勘案して国の留保枠を決定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

(別紙3) 特定水産資源以外の水産資源の資源管理方針

(別紙3-1 めばち(中西部太平洋条約海域))

第1 水産資源

めばち(中西部太平洋条約海域)

第2 資源管理の目標

暫定目標：平成24年(2012年)から平成27年(2015年)までの期間における初期産卵親魚量の減耗率の平均値

第3 漁獲シナリオ

目標管理基準値が合意されるまでの間、初期産卵親魚量からの減耗率が、暫定目標を下回らないように管理する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFCで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

資源管理基本方針の策定について

1. 趣旨

改正漁業法第11条では、農林水産大臣が、資源管理に関する基本方針（資源管理基本方針）を策定することとなっている。

2. 資源管理基本方針の内容

(1) 資源管理に関する基本的な事項

- ・ 資源管理は、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量（MSY）を実現できる資源水準を維持し、又は回復させることを基本とする。

(2) 資源管理の目標

- ・ 目標管理基準値（MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき目標）、限界管理基準値（下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値）等に関する目標の定め方を規定する。
- ・ 目標の達成に向けた、漁獲シナリオの定め方を規定する。

(3) 特定水産資源及びその管理年度

- ・ 特定水産資源（TAC魚種）は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していく。
- ・ 管理年度は原則として1年の期間とし、その始期と終期は特定水産資源の特性及び採捕の実態に応じて定める。

(4) 特定水産資源ごとの大臣管理区分

- ・ 水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、大臣が設定する区分であり、水域、漁業の種類、漁獲可能期間等を定める。

(5) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ・ 漁獲実績を基礎とし、漁業の実態その他の事情を勘案して配分する。

- ・ 全体の漁獲量のおおむね 80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(6) 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

- ・ 大臣管理漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源は、原則令和5年度までに漁獲割当て（IQ）による管理を開始する。

(7) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- ・ 特定水産資源については、資源管理の目標達成に効果がある場合に、漁獲可能量による管理以外の手法も活用する。
- ・ 漁業者自身による自主的な取組については、漁業者間で水産資源の保存及び管理に関する協定を締結することを促進する。

(8) その他資源管理に関する重要事項

- ・ 資源管理の方針の検討に当たり、ステークホルダー会合、水産政策審議会から意見を聴取する。
- ・ 漁獲量等の情報について、漁業者、市場等から電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進する。
- ・ 新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

3. 水産資源ごとの資源管理の方針

水産資源ごとに、上記2. に沿った具体的な資源管理の方針を「別紙」に記載する。

※ 法施行時には、

- ・ 太平洋くろまぐろ（令和3年1月～大臣管理区分の管理開始）
- ・ みなみまぐろ（令和3年4月～漁獲割当てによる管理開始）

を記載。今後、現行TAC魚種を管理年度に合わせて追加していくとともに、新たな資源管理措置を定めた魚種を追加。

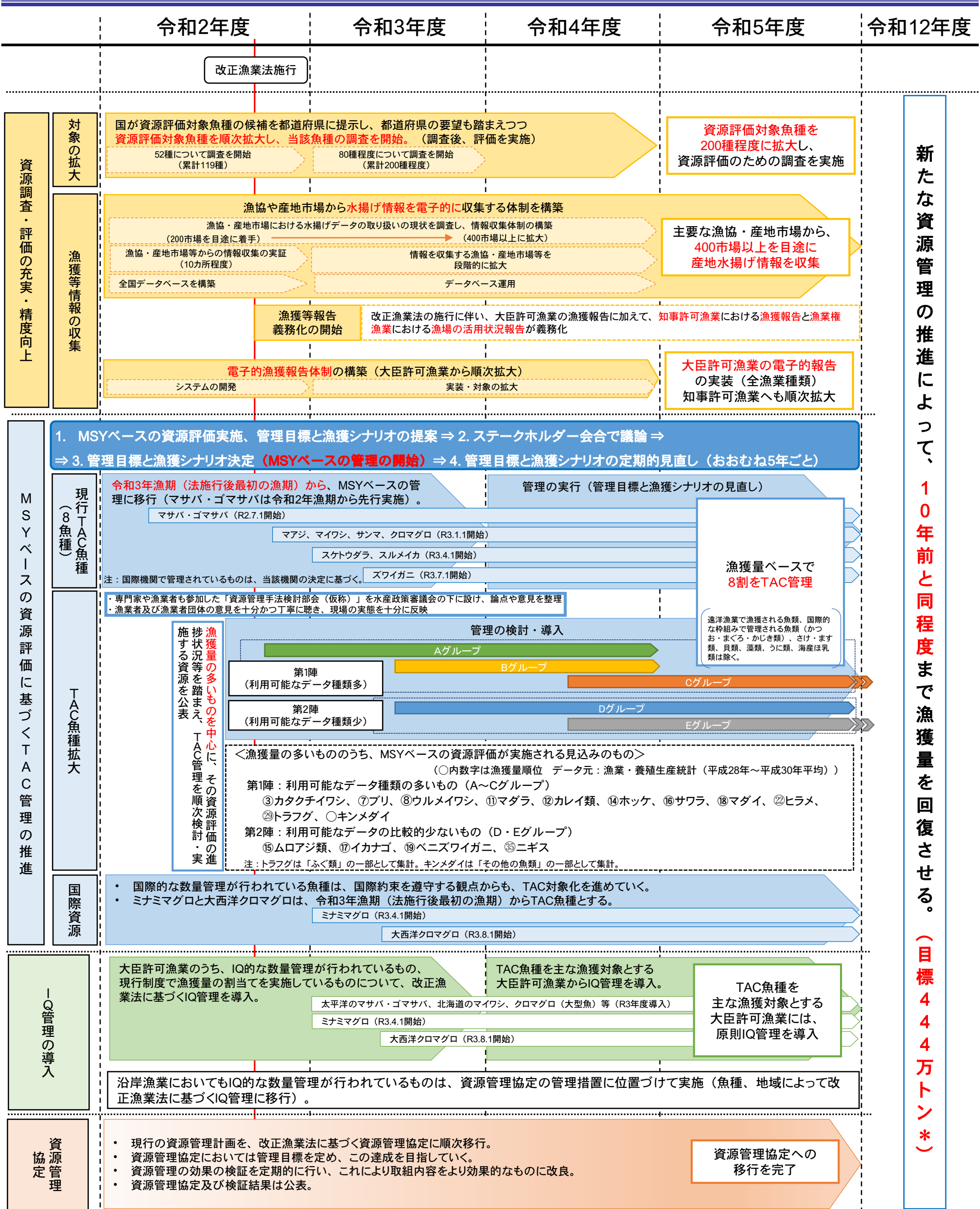
4. 今後のスケジュール

令和2年 9月 水産政策審議会への諮問・答申

令和2年 10月 告示（予定）

※ 都道府県は、資源管理基本方針に即して自県において資源管理を行うための都道府県資源管理方針を策定する。

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ（案）



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン*）

資源調査・評価の充実・精度向上

対象の拡大
漁獲等情報の収集

改正漁業法施行

国が資源評価対象魚種の候補を都道府県に提示し、都道府県の要望も踏まえつつ資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始。（調査後、評価を実施）

- 令和2年度：52種について調査を開始（累計119種）
- 令和3年度：80種程度について調査を開始（累計200種程度）
- 令和5年度：資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施

漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築

- 漁協・産地市場における水揚げデータの取り扱いの現状を調査し、情報収集体制の構築（200市場を目標に着手）
- 漁協・産地市場等からの情報収集の実証（10カ所程度）
- 全国データベースを構築
- 令和3年度：情報を収集する漁協・産地市場等を段階的に拡大
- 令和5年度：主要な漁協・産地市場から、400市場以上を目標に産地水揚げ情報を収集

漁獲等報告義務化の開始

- 改正漁業法の施行に伴い、大臣許可漁業の漁獲報告に加えて、知事許可漁業における漁獲報告と漁業権漁業における漁場の活用状況報告が義務化
- 令和5年度：大臣許可漁業の電子的報告の実装（全漁業種類）知事許可漁業へも順次拡大

電子的漁獲報告体制の構築（大臣許可漁業から順次拡大）

- システムの開発
- 実装・対象の拡大

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

現行TAC魚種（8魚種）
TAC魚種拡大
国際資源

1. MSYベースの資源評価実施、管理目標と漁獲シナリオの提案 → 2. ステークホルダー会合で議論 → 3. 管理目標と漁獲シナリオ決定（MSYベースの管理の開始） → 4. 管理目標と漁獲シナリオの定期的見直し（おおむね5年ごと）

令和3年漁期（法施行後最初の漁期）から、MSYベースの管理に移行（マサバ・ゴマサバは令和2年漁期から先行実施）。

- マサバ・ゴマサバ（R2.7.1開始）
- マアジ、マイワシ、サンマ、クロマグロ（R3.1.1開始）
- スケトウダラ、スルメイカ（R3.4.1開始）
- ズワイガニ（R3.7.1開始）

注：国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。

管理の実行（管理目標と漁獲シナリオの見直し）

漁獲量ベースで8割をTAC管理

遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

管理の検討・導入

- Aグループ
- 第1陣（利用可能なデータ種類多）
- Bグループ
- 第2陣（利用可能なデータ種類少）
- Cグループ
- Dグループ
- Eグループ

<漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

（○内数字は漁獲量順位 データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均））

- 第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（A～Cグループ）
- ③カタクチイワシ、⑦ブリ、⑧ウルメイワシ、⑪マダラ、⑫カレイ類、⑭ホッケ、⑯サワラ、⑰マダイ、⑱ヒラメ、⑲トラフグ、⑳キンメダイ
- 第2陣：利用可能なデータの比較的少ないもの（D・Eグループ）
- ⑮ムロアジ類、⑯イカナゴ、⑰ベニズワイガニ、⑱ニギス

注：トラフグは「ふく類」の一部として集計。キンメダイは「その他の魚類」の一部として集計。

- 国際的な数量管理が行われている魚種は、国際約束を遵守する観点からも、TAC対象化を進めていく。
- ミナミマグロと大西洋クロマグロは、令和3年漁期（法施行後最初の漁期）からTAC魚種とする。
- ミナミマグロ（R3.4.1開始）
- 大西洋クロマグロ（R3.8.1開始）

IQ管理の導入

資源管理

大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、改正漁業法に基づくIQ管理を導入。

- 太平洋のマサバ・ゴマサバ、北海道のマイワシ、クロマグロ（大型魚）等（R3年度導入）
- ミナミマグロ（R3.4.1開始）
- 大西洋クロマグロ（R3.8.1開始）

TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業からIQ管理を導入。

TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には、原則IQ管理を導入

沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（魚種、地域によって改正漁業法に基づくIQ管理に移行）。

資源管理協定への移行を完了

- 現行の資源管理計画を、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行。
- 資源管理協定においては管理目標を定め、この達成を目指していく。
- 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良。
- 資源管理協定及び検証結果は公表。

新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

*農林水産部（第28回）「農林水産政策改革の進捗状況」